

四日市市浄化槽維持管理事業補助制度のご案内

四日市市では、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽に対して維持管理費の補助を行なっています。

■ 対象者

以下の条件を全て満たしている場合が対象となります。詳細は四日市市上下水道局ホームページをご覧ください。

- 四日市市内の下水道等の供用区域外に**合併処理浄化槽**を設置していること
(注) 対象外・・・し尿のみを処理する単独処理浄化槽
- **申請者が居住している専用住宅又は併用住宅** (併用住宅には条件あり)
(注) 対象外・・・マンションや長屋などの共同住宅、工場や事業場の事務所など
- 浄化槽の適正な維持管理を行っていること
 - ・保守点検・・・4ヶ月に1回以上 (人槽、処理方式によって異なる場合あり)
 - ・清掃・・・年1回以上
 - ・法定検査 (第11条)・・・年1回
- 法定検査 (第11条) の総合判定が「**適正**」又は「**おおむね適正**」であること
(注) ・対象外・・・第7条法定検査 (浄化槽を新設し、使用開始から3~8か月以内に受ける検査)

■ 補助額

人槽	補助額
5~6人槽	7,000円
7~9人槽	9,000円
10~50人槽	12,000円

■ 申請期限

令和2年3月31日まで (平成31年度/令和元年度)

※法定検査結果書の発行日が、平成31年4月1日から令和2年3月31日のものが対象です

■ 申請の流れ

- (1) 法定検査 (11条) の申込 (検査料金 (20人槽以下) : 3,800円)
一般財団法人三重県水質検査センターから送付される法定検査受検の案内に同封されている検査受検申込書のはがきに必要事項を記入の上、申込みしてください。
(申請期間に間に合うように令和2年3月上旬までに受検してください)
- (2) 法定検査の受検
- (3) 法定検査結果書・申請書等の送付
補助対象者には一般財団法人三重県水質検査センターから、**検査結果と一緒に補助金申請案内と補助金の「申請書兼請求書」**が概ね1ヶ月後に郵送されます。
- (4) 申請書等の提出
「申請書兼請求書」に必要事項を記入・捺印の上、必要書類を添えて提出してください。(郵送、もしくはお近くの地区市民センターでも提出可能です)
 - ・提出書類 ①申請書兼請求書
②**浄化槽法定検査結果書 (第11条) の写し**
 - ・提出先 四日市市上下水道局生活排水課 (上下水道局庁舎1階)
- (5) 補助金交付

【令和元年度】

問い合わせ先

四日市市上下水道局 生活排水課

〒510-0076 四日市市堀木一丁目 3-18

TEL : 059-354-8402

法定検査（第 11 条）を受検いただくにあたって

- 検査時には、保存されている保守点検・清掃の記録票を直近 1 年間分ご準備ください

法定検査（第 11 条）の総合判定「不適正」事例

- 法令に定められた回数の保守点検・清掃の実施がなされていない
- 消毒剤（液）切れ
- ブロワ、ばっ気装置の故障等により水質が悪化している
等

なお、各家庭の水道の使用状況により定期的な保守点検期間内でも消毒剤が切れることがありますのでご注意ください。

浄化槽の維持管理についてご不明な点がございましたら、委託されている保守点検業者、清掃業者にご確認ください。

問い合わせ先

保守点検について

契約されている保守点検業者もしくは四日市市上下水道局登録業者

清掃について

契約されている清掃業者もしくは四日市市許可業者

法定検査について

一般財団法人 三重県水質検査センター

〒514-0004 三重県津市栄町 3 丁目 119

TEL:059-213-0707